

(別表第3) 補助対象経費

(交付要綱第5条第1項関係)

区分	対象経費
申請書類の作成等に係る経費	開業及び法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請書類作成費
建物、設備に係る経費	1 店舗・工場・事務所の用途に使用するための新築、増改築、購入（中古含む）又は外装・内装に係る経費 ※住居と兼用の場合は、住居部分を除く面積を対象とする。 2 店舗・工場・事務所で使用する機械、工具、器具、備品等の購入費用 ※1件の購入費用は3万円以上のものとする。
広報費	1 ウェブサイトの作成費用 2 広告宣伝費、パンフレット印刷費
事業所賃貸費	事業所の借りに要する経費（敷金、礼金、駐車場費、公益費等を除く賃貸借契約上の月額賃貸料。）